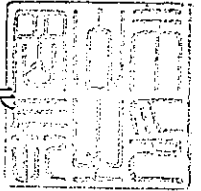


参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
北区中央第1地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
○ 経営体数
法人6経営体
個人25経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・直売所などで管内農産物の試食宣伝を行うなど地産地消を推進し、ブランド力を強化します。
- ・出荷市場と情報交換を行いながら、出荷資材などの研究を行いコスト削減に努めます。
- ・地区ごとの特性を把握し栽培技術の共有化を行い、低コスト化の栽培を確立します。
- ・市場と連携を密にして販売状況や他産地の状況把握に努め、情報を収集して有利販売を目指します。
- ・流通の多様化を目指すとともに、後継者の発想と経験豊かな知恵で農家所得の向上を目指します。
- ・安全・安心な農産物の生産を進めていきます。
- ・高齢化対策として農作業の一部を支援することにより産地規模を維持します。
- ・インターネットや加工業者との商談を利用した販売システムの構築を図ります。
- ・市街地に近いという立地条件を利用し、家庭菜園の野菜・果実・花卉等を直売所へ出荷できるような流通システムの改革に取り組みます。
- ・農地の集積を進め、WCSなど転作作物を生産し、農地の有効利用を図ります。
- ・農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していきます。